



ピューリタニズムと法の支配 : マックス・ヴェーバーのアングロサクソン観

中村, 健吾

(Citation)

社会学雑誌, 11:111-134

(Issue Date)

1994-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010834>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010834>



ピューリタニズムと法の支配

——マックス・ヴェーバーのアングロサクソン観——

中 村 健 吾

大阪市立大学経済学部助教授

はじめに

マックス・ヴェーバーが「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」(以下、「倫理」論文と略記)に関する研究に着手した動機は、キリスト教倫理と近代資本主義の経済的エートスとの因果的連関をつきとめるという点に最初から限定されていたわけではなかった。彼はむしろ、この論文を一九〇四年に『社会科学・社会政策論叢 (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik)』に掲載し始めた際にすでに、禁欲的プロテスタンティズムが近代の経済、科学技術、政治、哲学的世界観におよぼした影響、一言でいえば「近代文化」におよぼした影響の総体を見究めることを、研究の射程内に入れていたようである。たとえばヴェーバーは一九〇五年に右記『論叢』に掲

載された「倫理」論文後半の末尾にて、自らの将来の研究計画を次のように述べている。「むしろ、なすべき課題はいまや、以上の素描でその端緒に触れたにすぎない禁欲的合理主義が、社会経済的倫理の内容に対して有していた意義を、したがって私的な会合から国家にいたるまでの社会的ゲマインシャフトの組織と機能のあり方に対して有していた意義を、明らかにすることである。その次に、禁欲的合理主義の人文主義的合理主義とその生活理想や文化的影响に対する関係、さらには哲学上ならびに科学上の経験論の発展に対する関係、そして精神的文化財に対する関係が分析されなければならない」(Weber, 1905, S. 109)。のちに『宗教社会学論集』の「序言」で明示されることになる「普遍的な」問題関心——西洋近代においてのみ確立された「合理主義的な」文化の淵源を探る——の萌芽は、この段階で姿を現しつつあった。

禁欲的プロテスタンティズムと「近代文化」の諸要素と

の因果的連関を探るといふ、一九〇四、五年段階の問題意識のなかでも、ヴェーバーの関心をとりわけひいていたのは、禁欲的プロテスタンティズムが、その影響下にあった諸国（とりわけイギリスとアメリカ）の国制、法制、ならびにそれらを支える国民の政治的エートスにおよぼした帰結であったと言えよう。事実、一九〇五年の「倫理」論文においてヴェーバー自身が語っているように、彼は「ピューリタニズムの研究に新たに取り組むことへの刺激」を、近代的な人権の観念と憲法典における「権利のカタログ」を生み出した要素としてのピューリタンによる「良心の自由」の要求に解明の光を当てた、G・イエリネクの『人権宣言論 (Erklärung der Menschenrechte)』（一八九五年）から受けたのであった (Weber, 1905, S.43)。

しかしながら、ヴェーバーは先に述べたような禁欲的プロテスタンティズムの文化的意義に関する雄大な研究計画を、「偶然的諸事情」から断念せざるをえなかった。その「偶然的諸事情」のうちのひとつとしてヴェーバーが挙げているのが、E・トレルチによる『キリスト教の教会と集団の社会教説』の公刊（一九一二年）であった。キリスト教倫理が文化的形成物の総体（家族、国家、経済社会）におよぼした影響を多面的に解明しようとしたトレルチのこの著作は、ヴェーバーによれば、「神学者でない私にはとう

ていおよびえない成果を収めている」のであった (GAZRS I, S.206)。トレルチ自身が述べているように、ヴェーバーの「倫理」論文が「経済的領域にとくに焦点をしばっている」のに対し、「もし私の著作に功績というものがあるとすれば、それは独立した資料研究にあるのでは決してなく、政治的・社会的なものに対する宗教的なものの態度に関する理論へと、そのつどの関心状況に応じて〔叙述の〕全体を統一化させる作業を独自に練りあげた点にある」 (Troeltsch, 1919, S.15)。すなわちトレルチの著作は、ヴェーバーが予定していたようなキリスト教倫理と政治的・形成物との因果的連関に関する研究を先取りしてしまったのである。このことがヴェーバーをして本来の研究計画を変更せしめ、ひいては、キリスト教のみならず古代ユダヤ教、ヒンドウー教と仏教、儒教と道教をも対象とする「宗教と社会の普遍的な連関に関する比較研究」——『世界宗教の経済倫理』——へと向かわしめた一因となったのであった (GAZRS I, S.206)。

とはいえ、最近では柳父國近（柳父、1983, p.55ff. 同、1992, p.77ff.）やG・ロート (Roth, 1993) が強調しているように、ヴェーバーはアングロサクソン諸国におけるピューリタニズムと自由主義的な政治文化の伝統に対して——しばしばドイツにおけるルタートゥムや権威主義的な政治文化の伝統と対比しながら——執拗な関心のみな

らず憧憬と畏敬の念をも抱きつづけた。それだけに、「倫理」論文をはじめとするヴェーバーの諸著作のなかには、ピューリタニズムとアングロサクソンの自由主義との関係を示唆した叙述が随所にちりばめられているのである。

この小論は、アングロサクソン諸国に固有の政治文化のなかでもとりわけ「法の支配」の原理とピューリタニズムの倫理との関連を、ヴェーバーの示唆的な叙述に即して考察しようとするものであるが、同時に、ヴェーバーと共通するところの多いトレルチの所説をも必要に応じて参照することになろう。この問題を考えるにあたって最初の手がかりとなるのは、ヴェーバーが一九〇六年に公表した「文化科学の論理の領域における批判的研究」のなかで西洋近代の文化を「ヨーロッパに端を発するわれわれのキリスト教的—資本主義的—法治国家的『文化』」というふうに特徴づけている点である (WL, sect)。ヴェーバーは明らかに「キリスト教的文化」と「法治国家的文化」とのあいだに何らかの親和的關係を認めているわけである。おそらくヴェーバーはこの「法治国家的文化」という語のもとに、ドイツの「法治国家 (Rechtsstaat)」理念とアングロサクソン諸国における「法の支配 (rule of law)」の原理の双方を含ませているのであろうが、小論ではもっぱら後者の「法の支配」の原理とピューリタニズムとの関連のみを問題にする。⁽³⁾ たとえばヴェーバーが「倫理」論文において

「政治上の自由な諸制度に対する彼ら（イギリス人）の適性」を語る場合 (GARS I, S.29)、「政治上の自由な諸制度」のうちのひとつとして「法の支配」が念頭に置かれていられると思われるのである。

一 「法の支配」の意味とその起源

(1) 「法の支配」の意味

そもそも英米公法の基本原理の一つとされる「法の支配」ないし「法の優越 (supremacy of law)」は、イギリスでは十七世紀の二つの革命を通じて公的に確立された原理であるというのが、イギリスの伝統的なホイッグ史家による見方である。アメリカの法学者 R・パウンドは、この「法の支配」を端的に、「主権者とそれに属するあらゆる機関は、恣意的な意思に従ってではなく、原理にもとづいて行動しなければならず、移ろいやすい気まぐれに追隨する自由をもつのではなく、理性に服従しなければならぬ」という原理である」と規定している (Pound, 1921, p.64)。この原理が含みもつ三つの意味合いを探り出し、もって法学的な「法の支配」の概念を彫琢したのは、イギリスの法学者 A・V・ダイシーの著作『憲法序説』（一八八五年）であった。

ダイシーによれば、「法の支配」は以下のような三つの

意味を含んでいる。

第一に、政府の恣意的権力に対する正式の法の優越という意味である。「法の支配とは」恣意的権力の影響と対比される正式の法の絶対的な優位ないし優越を意味する。それは政府の側に、恣意性、特権、さらには広い裁量権さえ存在する(1)とを排斥する」(ダイシー、1983, p.190ff.)。したがって「法の支配」は、国の通常の裁判所の前で確定された法の違反の場合を除いて、何人も政府による処罰を受けず、不利益を被らないことを保証している(同前、p.179)。

第二に、法の前での平等の原則であり、公務員にのみ適用されるような行政法が存在しないという原則である。「われわれにあつては、何人も法の上にないということのみでなく、すべての人が、その階層や身分にかかわらず、国の通常の法に服し、通常裁判所の裁判権に服する」のである(同前、p.183)。イギリスにおいてはこの「法的平等」の理念が、行政法の不在という極端なところまで貫徹された。すなわち、「上は内閣総理大臣から下は警察官や徴税吏にいたるまで、すべての公務員は、法的に正当な理由なしになした行為に対し、他の市民と同じ責任に服する」のであり、一般の私人と同様に、通常の裁判所において通常の法にしたがつて処罰される(同前、p.184)。イギリスには、フランスやその影響を受けたドイツに見られる

ような行政法や行政裁判所は存在せず、私人相互の関係のみならず私人と官吏(政府)との関係も、同一の法律に則って規律されているというのが、ダイシーの見解であつた。

第三に、「憲法の一般原則は、……裁判所の前に提起された特定の事件で私人の権利を決定した司法的判決の結果である」(同前、p.185)という特徴が挙げられる。つまり、諸外国の憲法典に列挙された人権は、憲法の発効とともに一夜にしてその効力を有するものとされているが、イギリス憲法における人権は、裁判所による一つ一つの判決の結果として蓄積されてきたものであつた。マグナ・カルタ(一二一五年)、権利の請願(一二二八年)、権利の章典(一六八九年)といった憲法に相当する文書は、新たな人権を列挙したものであるというより、すでに通用していた権利の再確認なのである。したがって、イギリスにおいて権利は単にその保障が憲法に宣言されているばかりでなく、それを保護するための具体的な法的手続きが同時に形成されている。

以上の三つの意味のうち、第一の意味こそ「法の支配」の核心をなす原則であつて、第二と第三の意味は第一の原則の実現を保障している前提条件であると言えよう。政府といえども恣意的に権力を行使することは許されず、法的原理に服従しなければならないというのが、「人の支配」や「力の支配」に対立する「法の支配」の根本的特質であ

って、この原理によってこそ、人は国家権力による拘束から解き放たれた行為の自由な空間を確保することができたのである。

ところで、主権者をも拘束するという「法の支配」の原理は、「国会はイギリス憲法のもとで、いかなる法も作り、または廃止する権利をもつ」という国会主権の原理と一見矛盾するように見える。たしかに、「法の支配」の先駆的な定礎者であったエドワード・コーク (Sir Edward Coke, 1552-1634) は、王権はもちろん国会が制定した法律よりもモンローのほうが優越すると主張し、国会主権の原理を否定していた。「法の支配」の原理は当初、国会制定法ではなくて伝統的なモンローの優越を意味していたのである。しかしながら、十七世紀の革命の過程で、コークの立場は否定されていき、法の支配の原理は国会主権の原理と同時に実現され、両者は互いに手を取り合って王権を拘束したのであった。すなわち、王権神授説を唱えるスチュアート王朝との争いにおいて、国会とモンロー裁判所 (民事訴訟法廷) とは同盟を形成し、長期国会は一六四一年、国王大権を行使する手段であった星室裁判所と高等宗務裁判所の廃止を国王に認めさせた。これによって、「法の支配」を妨げていた有力な国家機関が消滅した。さらに名譽革命の翌年である一六八九年、国会は「権利宣言」を承認することを条件にしてウィリアムおよびメアリーを共同

君主とすることを承認・決議し、国王は国会の同意なしに法律の効力を停止できないという原理 (「権利章典」、ひいては王権そのものも国会によって設置され廃止せられるとの観念を経て、国会主権の原理が確立されたのであった。これ以降、「法の支配」における「法」とは、もはや伝統的なモンローを意味するものではなくなり、国会制定法を中心とする国法一般を指すようになった (田中、1981, p.70ff.)。

したがって、J・ロックが『市民政府二論』(一六八九年)のなかで先駆的に定式化したように、名譽革命後のイギリス国制における「法」は、国会において代表される人民の同意に由来する規範として位置づけられるのである。ロックにとって自由とは、「各人が自分の欲するところをなす自由」ではなく、むしろ「他人の恣意に服することなく、自由に自分自身の意思に従うこと」であった。「政治社会」における人間の自由もまた、こうした自分の意思への自覚的服従というかたちで実現されなければならない——「社会における人間の自由は、同意 (consent) によって国家内に定立された立法権以外の立法権の下に立たないことにある。もしくは、この立法権が自己に与えられた信任にしたがって制定するもの以外の、どんな意思の支配、またはどんな法の制限の下にも立たないことにある」(ロック、1968, p.28)。それゆえロックによれば、「法」もま

た人々の「同意」を不可欠のメルクマールとする。「民衆が選任した立法権によって承認を得ていないものは、法としての効力・拘束力をもつことができない。こういう承認を得ることなしには、法は、それが法たるに絶対必要なもの、すなわち社会の同意をもちえなかったはずだからである」(同前、p135)。

かくして近代的な「法の支配」の原理は、人民が同意を与えた「法」によって政府の権力を拘束するという原理となり、国会主権の原理と対立するのではなく、それと相補的な関係に立つようになった。

(2) 「法の支配」の起源

「法の支配」の起源を遠く遡るならば、一つには国王といえども古来の慣習法によって拘束されているとみなすゲルマンの法思想に、二つには国王や領主を契約義務に従わせた中世の封建制に逢着するという指摘は、R・パウンドによってすでになされている(Pound, 1921, p64ff)。しかしそうした二つの要素は、国会とコモンロー裁判所とが国王に対して抵抗する際に武器として活用されたまでであって、「法の支配」の原理はあくまで十七世紀における国会とコモンロー裁判所との同盟を通じて確立への一步を踏み出したのであった。ところで、当時の庶民院の多数がピューリタンであったという事実それ自体がすでに示唆して

いるように、星室裁判所と高等宗務裁判所の廃止にいたる過程は、「ピューリタンとコモンローヤーとの結合」(大木、1968, p63ff)によってその原動力を得たのであった。それだけに、英米における「法の支配」の淵源の一つをピューリタニズムの倫理思想に求めようとする見解は、ヴェーバー以降の学者のなかにも見いだされる。

たとえばF・A・ハイエクは、「政府の恣意的行動の防止」という「法の支配」の原則が、ピューリタン革命においてクロムウェルが率いた軍隊内部の討論において頻繁に強調されたという事実や、権力分立の思想が、水平派のリルバーンやピューリタン詩人のミルトンによって提起された事実を指摘し、「法の支配」の原理を近代英国において初めて定式化したのがピューリタンであったことを暗示している(Hayek, 1987, p54ff)。

ここでは、「法の支配」とピューリタニズムとの関係を、管見のかぎりでは最も鮮明な仕方で論じていると思われるR・パウンドの議論に耳を傾けてみよう。

パウンドによれば、ピューリタニズムは「英米法の精神」を形づくるうえでの「重要な要因」であったばかりか、「主導的な要因 (controlling factor)」であったという(Pound, 1921, p36)。なぜなら、近代英米法思想の祖であるエドワード・コークの時代は、イギリスにおけるピューリタン全盛の時代だったのであり、アメリカの法思想が

発展していった南北戦争までの時代もまた、アメリカにおける「ピューリタニズムの時代」だったからである (ibid., p.42)。

パウンドが英米法思想の特質として強調するのは、その「超個人主義 (ultraindividualism)」である。それは「個人の利益と個人の財産とを法制の中心点として非妥協的に主張すること」であり、それは同時に、行為の法的結果に対する厳格な個人的責任をも含意している。そして、この個人主義的法思想の形成に与って力あったのが、英米の中間階級に浸透したピューリタニズムであつたというのである (ibid., p.37)。

まず、パウンドによれば、ピューリタンがあらゆる集団形成において出発点に据えた原理は、個人によってなされるところの「信義に基づく任意契約 (willing covenant of conscious faith)」である。ピューリタンは「個人の良心」と「個人の判断」を第一義的に重視し、いかなる權威といえども彼らを強制することはできないと考えた。しかしながら他方では、各人が自分の責任で行った選択や契約の結果については、各人はこれを甘受しなければならぬのである。この原理が信徒の組織のあり方に適用されると、「服従ではなく結合 (consociation)」という原理になる。これは、ヴェーバーとトレルチの研究によってわれわれにもすでに馴染みになっている「ゼクテ」の組織原

理である。

ピューリタニズムは、本来は宗教組織における原理であつたかゝる契約の原理を、国家組織にまで拡張して適用する。「もしひとが、自らの良心にしたがつて行為する自由をもち、また集会 (congregations) において結合するために他者と契約する自由をもつのならば、政治的集会としての国家もまた契約の対象となるのは、必然的な帰結であつた」 (ibid., p.43)。しかもピューリタンは、世俗の世界において人間の本性は罪深いものであることを確信していたがために、人間が作つたさまざまな制度は根本的には不完全であり、信頼できないものであるとみなした。そうであるがゆえに彼らは、「個人がそれに服することを契約したところの、固定的で、絶対的で普遍的な規則」が、宗教組織に適用されるのみならず、法の原理にも適用されるべきことを要求した (ibid., p.44)。ひとは、「他者の自由裁量権」によって判決を下されるべきではなく、「厳密な法の確固とした規則」によって、あるいは「不動の非人格的な法的規則」によって判決を受けるべきなのである (ibid., pp.51,53)。パウンドは、—— 明言を避けているとはいえ—— 「法の支配」とピューリタニズムの原理とのあいだに歴史的・思想的な連関を見いだしているのである。

しかしパウンドは、ピューリタニズムが英米法におよぼしたこのような影響を肯定的にのみ描き出しているわけ

はない。彼はアメリカにおける裁判官がしばしばピューリタンから補充されているという事実を指摘し、これらの裁判官たちが社会立法や衡平裁判 (equity) に抵抗を示すことを嘆いている。ピューリタンらの「超個人主義」からみれば、社会立法は個人の「独立独行 (self-reliance)」精神を傷つけるし、衡平裁判は「法の支配」の厳格性を緩め、裁判官個人の恣意が働く余地を広げてしまうように思われたのであった (ibid., p.49ff.)。貧困や失業がイギリスやアメリカにおいてすら個人の責任を越えた社会現象であることが認められるようになった時代においては、ピューリタニズムの遺産としての「超個人主義」は、社会的権利や社会政策の制度的定着を阻害する因子となっていた。

ピューリタニズムが二十世紀の英米法思想において露呈していたかかる負の側面は、ヴェーバーの視野には未だ入っていなかったであろう。次章以下でみるように、彼はドイツにおけるルタートゥムの保守的権威主義を批判し、ドイツ国民の「政治的成熟」を促すための理想像として、ピューリタニズムの政治倫理のもっぱら肯定的な側面に着目するのである。

二 ピューリタニズムの倫理と「法の支配」の精神

ヴェーバーが、ピューリタニズムと「法の支配」の原理

とのあいだに内的な親和性を認めていることを示す一節が、『経済と社会』のなかの「宗教社会学」に見られる。彼はこう述べている。「権力支配の即物化 (Versachlichung der Gewaltherrschaft) に実際に内的に適合するのは、現世内的禁欲の職業倫理だけである」(WuG, S.362)。

ここでいう「権力支配の即物化」とは、「もっぱら人格とはかわりのないザッハリッヒな規範」にしたがって「内政における強圧行為」が秩序づけられるところの「法治国家秩序 (Rechtsstaatsordnung)」のことを指している (ebd., S.361)。また「現世内的禁欲の職業倫理」とは、言うまでもなく禁欲的プロテスタンティズムの倫理のことである。したがってここでヴェーバーは、法治国家的秩序に適合するのは、数ある宗教倫理の中でも禁欲的プロテスタンティズムの倫理だけであると主張しているわけである。

他方、ここで彼がいう「法治国家的秩序」とは、ドイツ的な法治国家理念のことを意味しているのだろうか、それとも英米の「法の支配」のことを指しているのだろうか。

ヴェーバーがその著作中において「法治国家」という語を用いている箇所は意外に限定されている⁽⁵⁾。しかし、彼がこの語を用いる場合、そこでは特殊ドイツ的な「法治国家」理念のことがもっぱら含意されているわけではなく、ヨーロッパに共通する政治文化としての普遍的な法治国家理念を指していると思われる⁽⁶⁾。しかも、ヴェーバーが語ってい

るのは禁欲的プロテスタンティズムの倫理に適合する「法治国家秩序」なのであるから、それはルター・トウムが支配的であったドイツの「法治国家」理念よりは、むしろ積極的に禁欲的プロテスタンティズムが根を降ろした諸国の「法治国家秩序」、すなわち英米の「法の支配」の原理に近いものが念頭に置かれていたとみてよいであろう。

ではウェーバーは、禁欲的プロテスタンティズムの倫理のいかなる側面に「法の支配」との内的な適合性を見いだしたのであるうか。彼は、すでにイエリネクによって摘出された「良心の自由」ないし「宗教的寛容」と近代的人権理念との連関のみならず、禁欲的プロテスタンティズムと英米の国制とのあいだに深い親和性を読みとっていた。ウェーバーによれば、「寛容について当てはまることは、近代の『自由主義的』理念一般にもあつたのである」(Weber, 1905, S.43) のである。

(1) 現実的で悲観的な個人主義

「倫理」論文や「プロテスタンティズムの諸セクテと資本主義の精神」において、ウェーバーが英米諸国の国民の生活態度を「現実的で悲観的な色彩をおびた個人主義」(GERSI, S.95) としつつ特徴づけていることは、周知の通りである。彼はこの「個人主義」がカルヴァン派の信徒たちのすべつの「社会組織の基礎」になつており (ebd.,

S.97)、かつ「今日でもなおピューリタニズムの歴史をもつ諸国民の『国民性』と制度のなかに生きている」(ebd., S.95) と述べる。おそらくこれは、パウンドがピューリタニズムの「超個人主義」と名付けたものと同一の生活態度のことを指しているであろう。

こうした個人主義は、ウェーバーとトレルチの解釈によれば、一つにはカルヴァン以来の予定説に由来するものであり、二つには教会やセクテに加入する際に己れの個人としての資質を証明しなければならないという、禁欲的プロテスタンティズムに共通の厳格な加入資格要件に由来するものであった。

トレルチはこの個人主義をさらに立ち入って、「自律的で、神の意思と救済行為のうちに固定された個人主義」(Troeltsch, 1919, S.963) と規定し、その成立過程と特徴を次のように述べている。

そもそもメノナイト、バプティスト、クエーカーのようなセクテ型の禁欲的プロテスタンティズムは、世俗のあらゆる秩序から距離を取り、純粹な信仰によって結びついた信徒だけの集団を形成しようとした。しかしながら彼らは、信徒らの定住、信徒の数の増大、そして何よりも、生活のすべての部分領域をのみつくす「近代の国家・経済生活という全能の有機体」を前にして、自らの組織を「教会化」しなければならなかったし、所与の国家・社会・経済秩序

をある程度は肯定せざるをえなかった。こうした世俗的秩序への部分的適応という意味において、彼らは「市民的」になったと、トレルチは言う。しかしながら彼らはやはり、教会よりも厳格な加入資格要件を固持しつづけた。信仰によって結ばれた諸個人のみからなる共同体というゼクテの原理を、彼らは完全には放棄しなかったのである。かくして、

「そうした自立的で、国家に依存せず、世俗の世界に對する宗教的なものもの主權を宣言する教会として、個人的な確信と意識的・計画的・倫理的な行いと裏打ちされたきわめて高度な個人主義の組織として、彼らは自ずから一つの社会学的根本図式を發展させるのであるが、この根本図式は、ある全体精神 (Gesamtgeist) への諸個人の結合として特徴づけることができる。ただ、この全体精神は、諸個人の総計ではなくて、一致を求めていく個々の意思の産物であり、彼らの活発な労働を通じてのみ、またそこにおいてのみ成立する」(ebd., S. 947-8)。

「むきだしの個人主義」ではなく、かといってカトリック教会のように諸個人を包みこんでしまう「アンシユタルト精神」でもないという、このような個人主義は、神によ

って定められた目的と、そこから要請される規律にのみ服従する個人主義である。トレルチによれば、かかる禁欲的で現実的な個人主義は、カトリック的・ラテン的な民主主義に固有の「無差別平等主義 (Gleichmacherei)」とは対照をなす、アングロサクソン世界の「自由・民主主義的な国家理解」との「選択的親和性」をもっているという (ebd., S. 948, 954, 964)。この個人主義を基底にしながらい、以下で述べるような、ピューリタニズムを「法の支配」の原理に「適合」させる一連の政治倫理が形づくられてくるのである。

(2) 手段としての政治秩序

カトリシズムにとって世俗の国家は、恩寵のための機関である教会よりも低位の段階に位置づけられるとはいえず、有機的に構成された「自然の階梯のなかの一部分」として自明な存在意義を有している。それゆえに国家は、一方では聖なる目的のための手段として尊重され賛美されるともに、他方では教会組織に従属するものとみなされる。ルタートゥムにおいても、国家は「自然的秩序の一部分」なのであるが、それはしかし、原罪を負った人間たちを罰しかつ正すために、神自身が設けた権力であるがゆえに、「超自然的な尊厳」を帯びるのであって、人々はこの権力に對して敬意を払い、服従しなければならないのであった

(Troeltsch, 1919, S.953)。

これら両者に対して禁欲的プロテスタンティズムの倫理は、自由主義が国家に対してとる態度との著しい類似性を示す。

自由主義者と同じく禁欲的プロテスタントもまた、政治秩序の必要性一般を否定しない。ヴェーバーが述べているように、「現世内的禁欲は、政治的な権力秩序の存立を容認することが出来る」(WuG.S.355)。というのも、「目的をもって秩序づけられた国家において罪と反抗を合理的に抑制し懲戒することは神意になつたこと」だからである(WuG.S.329)。したがって禁欲的プロテスタンティズムは「政治的権力秩序」の維持を自己目的としてたてることではないが、それを「現世の合理的変革や罪の抑制のための手段として尊重する」(WuG.S.357)。

しかしながら、「世俗的権力秩序」はやはりあくまで手段にすぎない。禁欲的プロテスタンティズムにとって、「職業」は単なる手段であり、目的はつねに彼岸にあった。国家を含む現世の事物や財産は、そうした目的のための「単なる合目的な手段」であつた(Troeltsch, 1919, S.949)。したがって禁欲的プロテスタンティズムは、国家といふものを「純粹に功利主義的な観点」から考察する、とトレルチは言う。感覚的・感情的なものに溺れやすい人間たちに対して、国家は「秩序と規律」を維持する手段とし

て役立つだけであつて、「倫理的な自己目的」ではないのである(ebd., S.953)。

さらに、ヴェーバーが付言しているように、「本来的な政治活動がめざすのは、人間の平均的資質や妥協や策謀、またその他の倫理的に不快な手段や、ことに人間の利用、そしてあらゆる目的の相対化」であつて、禁欲的プロテスタンティズムは政治がはらむこうした「悪魔的」で非合理的な要素をも原理的には容認することができない。そこで禁欲的プロテスタンティズムは、国家の権力的な干渉をできる限り抑制することを志向する。この点こそ、「禁欲的プロテスタンティズムと国家活動の極小化との親和性」の「源泉」にはかならず(WuG.S.357)、それゆえ、法によつて国家活動の限界を定めようとする自由主義的な「法の支配」の原理との親和性の根拠をなしているのである。

また来世と現世との鋭い対立という觀念を知らない儒教においては、「西洋の近代においてまさしく形式的な法と実質的な正義とのあいだの緊張から生じたような、自然法的に個人主義的な倫理」(GazRSI, S.436)は成立しなかつた。これに対し、普遍的な自然法規範に則つてそこから実定法を形式合理的に演繹するという自然法思想は、来世と現世との対立をもつとも鋭く意識していた禁欲的プロテスタンティズムにもつとも適合的であつたと言える。

(3) 脱人格化された法律への信仰

ヴェーバーは「倫理」論文のなかで、大衆が大物政治家の人物像や彼の説く言説に対して無批判的に追従する傾向のことを「シーザー主義」と呼び、イギリス人がそうした「シーザー主義」に対する免疫をもっていることを讃えるとともに、イギリス人のそうした資質が、人間自身や人間の作り出した事物への崇拜を神に対する冒瀆としてとらえるピューリタニズムの「被造物神格化の拒否」によって育まれたものであることを、次のように示唆している。「ピューリタニズムの歴史をもつ諸国民がシーザー主義に対して比較的大きい抵抗力をもっている、という事実もまた、それ「被造物神格化の拒否」とかわりをもっている。だからこそ、イギリス人は一般に内面的自由を保っていて、一方では大物の『価値を承認』しながらも、他方では大政治家に対してさえ批判的であり、彼らへのヒステリックな偏愛だとか、政治上のことがらについて誰かに『感謝』をもって服従すべきだというようなナイーブな思想を拒否しえたのだった」(GAzRSI, S.99)。

「被造物神格化の拒否」という思想は、現世の諸関係から人格的な要素を、したがって不安定で恣意的な要素を極力排除し、その代わりに確固とした客観的で合理的な規則ないし規範をたてることを要求せずにはおれない。すなわち、現世的諸関係の「即物化 (Versachlichung)」である。

人格への崇拜が支配における「正当性」根拠の一つとなっている「伝統的支配」や「カリスマ的支配」とは対照的に、脱人格化された規則への準拠が支配の正当性をなしているとしてヴェーバーが規定した「合法的支配」の類型もまた、そうした「即物化」の一形態であり、「被造物神格化拒否」の思想と親和的な関係にあると言える。

たとえばヴェーバーによれば、儒教倫理は「自己に近い関係にある具体的な、生きたまたは死んだ人間に対する敬虔の情」を重視したが、そのことは「即物化に対する人格主義的な限界 (die personalistische Schranke der Versachlichung)」を作り出さずにはおかなかった。このことは、家長長制的な支配―服従関係を国家の支配者と臣民の關係にまで投影するルタートゥムにもあてはまる⁽⁸⁾。これに対して一切の被造物崇拜を拒否する禁欲のプロテスタンティズム、ことにピューリタニズムは、「すべてを即物化し、合理的な経営と客観的に事務的な関係とのなかに解消し、中国において原則的に全能であった伝統と、地方的習慣と、具体的に情誼的な官吏的恩恵との代わりに、合理的な法律と合理的な協定とを置いたのであった」(GAzRS I, S.586)。したがって、禁欲的プロテスタンティズムには「シーザー主義」を受け入れる余地がない。「個人による現世的な権力享受もまた、被造物の神格化として禁ぜられぬ」(WuG, S.329) からである。

すでに右の引用文からも明らかのように、禁欲的プロテスタンティズムが人間同士の関係を律する基準として「人格」の代わりに尊重したのが、ヴェーバーによれば「合理的な法律」であり、「法による合理的支配の秩序」(Wig, S.329)であった。ヴェーバーはかかる「精神」のことを「形式主義的な合法性 (formalistische Legalität)」と呼び (GazRSI, S.161)、その起源を、法律に形式的にしたがいながら正しく行為することこそが「救いの確証」になるという禁欲的プロテスタンティズムの教理に求めている。すなわち、彼らは旧約聖書のうちで「近代の生活」にも適用できるような「律法 (Gesetz)」が、『自然法』の現れとして昔から今日にいたるまで効力をもちつづけている」と考えたのであり、しかも、束の間の感情や人間の指図にしたがってではなく合理的な「律法」に則りながら「職業」に専心することが「救いの確証」となり、ひいては「被造物ではなく神の栄光への奉仕」としての「隣人愛」の実践でもあるとみなしたのであった。すなわち、禁欲的プロテスタンティズムにおける「隣人愛」の「非人格性 (Unpersönlichkeit)」である (GazRSI, SS.180, 100)。聖書の「律法」への禁欲的服従が、世俗の生活において「法律 (Gesetz)」への自覚的服従へと転化するとき、「形式主義的な合法性」という「ピューリタニズムの歴史をもつ民族」の「国民的徳性」が生み出されるのである

(GazRSI, S.161)。

「ひとは人間に従うよりは神に従わねばならない」という聖書の言葉を「人間が自由であるのは、もはや人間ではなく、法律に従うときである」という命題に置き換えたこの「合法性」の精神が、安定的で計算可能な法律を通じて王権を拘束し、もって自らの政治的・経済的自由と安全を確保しようとした「市民的中産階級」による「法の支配」の要求と同一の地盤に立っていることは、容易に了解されよう。

(4) 自治と民主主義

第一章で述べたような、名誉革命後のイギリス国制を基礎づける役割を果たしたロックの国家論もまた、ピューリタンたちの政治的経験と理論の影響をこうむっていたことを、トレルチは看取していた。彼によれば、会衆派と独立派が後世に残した「大きな作用」のなかでも、「普遍的・世界的な意義」をもっていたのは、「独立派の理論がロックの国家論へと移行したこと」であった。この「移行」によって独立派の理論は、「政治的自由主義と密接に結びついた、教会形成に対する自由な態度の理論、ならびに国家と教会の分離に関する理論となった」(Troeltsch, 1919, S.754)。なるほどロック自身はピューリタンではないし、彼の政治的思考を支配していたのはもはや宗教的理念では

なくて、「功利主義経験論」であった (ebd, S.700)。にもかかわらずトルエルは、「ロックが独立派の影響を受けている」と「見落としてはならない」と言うのである (ebd, S.755)。

いよいよわれわれが注目するのは、ロックが国家と法の正当性根拠として強調した「人民の同意」の理論である。政治学者のハロルド・ラスキが述べているように、「人民の同意が国家の基礎であるという観念」は、ロックより以前に「ピューリタンの政治理論のなかで、重要な地位を占めてくる」(ラスキ、1951, p.105)。

ピューリタンの主張したこの「同意」の原理は、ゼクテの内部における彼らの経験に由来していた。ヴェーバーは禁欲的プロテスタンティズムのゼクテについて、三つの組織原理を列挙する。すなわち第一に、「適格者だけを教団 (Gemeinde) の一員として自由に加入させるという自由意思の原理 (das voluntaristische Prinzip)」である (GARSI, S.226)。この原理は、「人が自由意思にもとづき信仰を証明して迎えられるとき、ひとは自由意思により団体に加入する」(ebd, S.211)という点で、生まれ落ちたときから本人の意思とは無関係に教区に所属させられるというカトリックのアンシユタルト型教会の原理とは、鋭い対照をなしている。第二の原理は、「地方の聖餐教団の各々が主権を有するという原理」である。ある人物が教団

に加わる資格があるかどうかを判定する権限は、その人物についてよく知っている地方の教団に委ねられているのであって、諸地方にまたがっているような「教会統治組織」にはそのような権限はなかった。そして第三に、「教団の自治による、極度に厳格な道德規律」の原理が挙げられる。この原理において重要なのは、教団内の規律のなかでもその重要な部分の保持が、聖職者ではなくて「平信徒」の手に委ねられているという点である。「平信徒」が、「自治、訓戒、さらには事情のいかんでは破門を通じた風紀統制の権能」を引き受けるという、この原理 (ebd, S.227-9) は、自治と民主主義の原初的な形態をピューリタンたちに教えたであろう。

これらの諸原理は本来、禁欲的プロテスタンティズムのゼクテの小規模な教団の内部でのみ通用するものであった。しかしながら、自由意思にもとづいて選抜された信者たちが、地方教団のなかで自治的に規律を保持したという、この自治と民主主義の経験を、ピューリタンたちは——R・パウンドが述べているように——国家にまで拡張して適用しようとした。そもそも「教会形成に対する自由な態度」として形成されたこれらの原理は、ロックの世俗的な国家論へと翻訳されることを通じて、英米法 の精神の重要な構成要素となったのである。

三 理想化された英米観の由来

以上から、ヴェーバーが禁欲的プロテスタンティズム、就中ピューリタニズムの倫理と「法の支配」(ヴェーバーのことばで言えば「法治国家」)の原理とのあいだに内的な親和性を見いだしていたことが、明らかにあったであろう。

しかし、われわれの眼から見ると、ヴェーバーがピューリタニズムに由来するとして描き出したような英米人の「反権威主義的な」政治的気質は、「市民的中産階級」の気質に限定されたものであるとはいえ、多分に理想化され誇張された類型であるという印象を喚起せざるをえない。もちろんヴェーバーも「倫理」論文中的な脚注のなかで、イギリスにおける「宗教改革以降の歴史全体は、〔伝統主義的・楽観的気質と禁欲的気質という〕二つの型のイギリス人気質の闘争とみることもできる」と述べており(GARST, S. 81)、「イギリス近代史を規定したエートスをピューリタニズムにのみ一元化しえないことを認めてはいた。しかしながら、その強調点はやはり「政治上の自由な諸制度」をもたらしたピューリタニズムの進歩的歴史推進力に置かれていたと言えよう。本章での問題は、第一に、そうした理想化された英米人の気質や政治制度に関するイ

メージを、ヴェーバーはどこから引き出してきたかという問題であり、そこからさらに問われるべき第二の問題は、なぜ彼が英米の国制とそのエートスを理想化したかという動機の問題である。

(1) ホイッグ史観からの影響

まず第一の問題について言えば、G・ロートが指摘しているように、ヴェーバーのイギリス史に対する見方は、同時代のイギリスのホイッグ史観(Whig interpretation of history)から影響を受けていると思われる(Roth, 1993, p. 84ff.)。ヴェーバーはイギリスのピューリタニズムに関する叙述において、しばしばT・B・マコーレー(T. B. Macaulay)の*Essay on Milton* (1825)、『トーマス・カーライル(Thomas Carlyle)の*Oliver Cromwell's Letters and Speeches* (1845)』、S・R・ガーディナー(Samuel Rawson Gardiner)の*History of the Commonwealth and Protectorate* (1895-1901)』ならびにC・H・ファース(C. H. Firth)の*Cromwell's Army* (1902)』などに依拠しているが、これら歴史家はいずれもホイッグ史家であった。十九世紀前半に活躍したマコーレーやカーライルは、十七世紀のイギリス革命を「不法な暴挙」(デイヴィッド・ヒューム)とみなすトーリー史観に対抗して、「ピューリタン革命」における議会の進歩的役割を強調した。なかでもホ

イッグのイギリス革命史観の正統説を作りあげたガーディナーは、「ピューリタン革命」という語とともに、十七世紀の議會は自由を旗印とするピューリタンの理念のために闘ったのだという革命像を定着させていった（越智、1966, p.110ff）。ホイッグ史観は、「ピューリタニズムを自由主義の先達とみなし、自由を求める政治的闘争と宗教的闘争とを同一視」する（以下）（Roth, 1993, p.84）。ピューリタニズムをイギリスにおける近代的な国制の建設者として讃えたのである。ヴェーバーのイギリス像は、彼に先行するドイツの自由主義的知識人たちのイギリス観と同様に、このようなホイッグ史観と多くの点で重なり合っている。

(2) ゲルヴィーヌスのイギリス国制観

ここからわれわれは、先に提起しておいた第二の問題の考察に赴くことになる。十九世紀のドイツの自由主義者にとって、イギリスはその活発な資本主義的経済活動においても、自由で安定した議会制度においても、また協調的な労働組合の存在という点でも、一つの理想像を提供していた。フランスのように資本と労働との階級対立が内戦となるまでに激化する（パリ・コミューン）こともなく、かといってドイツのように地主貴族と国家官僚制が脆弱なブルジョワジーとプロレタリアートのうえに君臨しているの

もないイギリスの体制は、望ましい目標であると同時に、その安定性の秘密が解明されるべき研究の対象でもあったわけである。

ヴェーバーに近い関係にあった人物に限定して、イギリスの国制の特質をピューリタニズムに関連づけて説明したドイツの自由主義的知識人を挙げるならば、ヴェーバーの母方の祖父であったゲオルク・フリードリッヒ・フアレンシュタイン（Georg Friedrich Fallenstein）の親友であり、フアレンシュタイン家に住みこんでいた歴史家のゲルヴィーヌス（Georg Gottfried Gervinus, 1805-1871）と、フライブルク大学時代以来のヴェーバーの同僚であった経済学者たるシュルツェ＝ゲヴァーニッツ（Gerhart von Schulze-Gaevernitz, 1864-1943）が注目し値する。ヴェーバーの世代に先行するゲルヴィーヌスがつばらドイツ国内の近代化の模範としてイギリス史を研究したのに対し、ヴェーバーの同時代人として帝国主義間競争の時代に生きたシュルツェ＝ゲヴァーニッツは、イギリス帝国主義の持つ活力に注意を向けた。

まずは、前者のゲルヴィーヌスのイギリス観から見ておこう。国王によるハノーファー憲法廃止に抗議して免職処分を受けたゲッティンゲン大学七教授の一人であり、また三月革命期には左派自由主義者としてフランクフルト国民議会にも参加したゲルヴィーヌスは、三月革命の挫折以降

もその自由主義的信条を変えなかったばかりか、ドイツの政治的現実への幻滅に反比例するかたちでイギリスの政治的伝統に対する畏敬の念を強めていった。ゲルヴィーヌスが一八五二年の『十九世紀の歴史への序説 (Einleitung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts)』において描き出したようなイギリス国制史のイメージは、おそらくヴェーバーのそれと多くの点で共通するものであろう。たとえば、ゲルヴィーヌスはイギリスにおける「民主主義的国家理念」の到来をピューリタニズムの浸透と結びつけながら、次のように述べている。スコットランドにおいて長老派が国家的な影響力を確保したことを背景にして、「今やピューリタンと長老派の根本原理がイングランドに入り込み、とりわけ商人や小土地所有者といった民衆階層のなかで、従来のルター的な見方を排除していった。民主主義的な国家理念は、この国においてもそれらの原理の結果として到来した。……彼らは国家と教会の内部に、司教と国王による君主制的な統治に代えて、教会会議と議会からなる民衆中心の権力を据えようとした」(Gervinus, 1967, S.76)。

さらにゲルヴィーヌスによれば、名譽革命後のイギリス国家は、「君主制と貴族制と民主制のもつあらゆる長所を保持するとともに、それらのもつあらゆる害悪を回避している」という点で、「新しい時代の混合政体の偉大な模範

を提示した」。すなわち、レーエン制が最初から確固として安定していたような国はイギリス以外にはなく、貴族たちがイギリスほど政治的能力に長じていた国もなかった。王権がその権力を濫用することが少なかったのもイギリスである。そして「最後に、市民層がここの国家に対して偉大な活力をもたらし、彼ら自身も大きな政治的影響力を獲得したような国はなかった」。

この最後の点こそ、ゲルヴィーヌスがドイツの社会構造との比較においてイギリスを賞賛した根本的な理由であろう。イギリスでは「市民層はその産業に安んじて従事している。何となれば、産業の偉大な発展は、大規模な土地所有がもつばら貴族の手に集中してはいないため、そのことによって少しも脅かされないからである」。他方、貴族は産業に対して国家の保護を与え、市民層に対しては下院においてますます大きな権力を認めるようになっていく。したがって、行政の分権化と「官吏による支配 (Beamteneherrschaft) の欠如」、自治、人格と財産の自由、集会や出版の権利といった面でイギリスが「民主主義的」であることもさることながら、「最高の権力が立法府にあり、人民が議会において国王に王権を授けたという点で人民が主権を行使している」という事実もまた、イギリス国家の「民主主義的」な側面を物語っている。しかしながら、「イギリス人ほど人民主権を口にすることの少ない民族は

いないし、彼らほど実直に君主制であるような民族もない」(ibid, S.83ff)。結局ゲルヴィーヌスがイギリスの国制のうちに見いだした優位性とは、市民層と貴族という「二つの身分が提携しながら」、王権に対して立憲制的な制約を加えながらも、国家の統合の機関としての国王を支持するという、自由にかつ安定した立憲君主制の秩序であった。

前世代の自由主義者に対するヴェーバーの共感⁽¹⁰⁾からして、またゲルヴィーヌスとヴェーバーとの近い関係⁽¹¹⁾からして、ヴェーバーが自らのイギリス観を汲みとってきた源泉の一つがゲルヴィーヌスの著作であったと推論することも可能であろう。

(3) イギリス史論争とヴェーバー

ゲルヴィーヌスの著作は、大きな影響力を獲得したとはいえ、十九世紀末における歴史叙述はすでにH・V・トライチュケ(Heinrich von Treitschke)の影響のもとにあった。ヴェーバーもまたベルリン大学時代にトライチュケの講義を聴講し、講壇をあたかもナシヨナリズムの宣伝の場とするような彼の講義に違和感を感じていた。

したがって、イギリス史におけるリベラルな伝統を強調するヴェーバーやトレルチらのアプローチは、同時代のドイツで流行した多くのイギリス史論と比較するならば、異

端と呼んでよいほど稀なものであった。十九世紀ドイツの歴史家たちがイギリスに対してとった態度を詳細に研究したC・E・マクレランによれば、ティルピッツ提督が一八九七年に帝国海軍省長官に就任して以来、多くの歴史家たちは、自らのナシヨナリズムに駆りたてられて、あるいは国家に対する不本意な同調を余儀なくされて、ティルピッツの艦隊建設政策に沿うような、侵略的・膨張的なイギリス史像を量産し始める。その代表者の一人が、歴史学派経済学と「社会政策学会」の指導的人物であったグスタフ・シュモラー(Gustav Schmoller)であり、彼はティルピッツからの協力要請を受けて、イギリスが掲げる反植民地主義、自由貿易主義、勢力均衡などの建前が欺瞞にすぎないことを、史実を用いて説きつけていたのだった。反英的なイギリス史観は、主としてイギリス史を専門に研究してはいない学者らによって唱えられたのであり、イギリスを専門とする学者たちは、——イギリスの経済的自由主義と労使協調の体制をドイツのモデルとして推奨したルヨ・ブレンターノ(Lujo Brentano)や、イギリス社会主義の研究を手がけていたエドゥアルド・ベルンシュタイン(Eduard Bernstein)などを例外として——概して沈黙を守りつづけていた。論争の帰趨は、シュモラーらの側の圧倒的優位となっていた(McClelland, 1971, p.191ff)。かくしてマクレランによれば、「一九〇〇年以降、イギリス

の自由思想的伝統について、事実上誰も書かなくなった。ドイツの歴史家たちは、……もはや『イギリス的国制』を要求しはしないし、イギリス政治史を実例の宝庫として活用することすらやめたのであった」(McClelland, 1971, p.221)。第一次世界大戦前のドイツにおけるこのような論壇状況からみれば、ヴェーバーやトレルチが示したアングロサクソン世界への共感と理解のまなざしは、彼らの前の世代の自由主義者たちが抱いていたそれに近いと言える。むしろ彼らの一見冷徹な叙述の裏には、時代の流れに抗して、イギリスを模範としながらドイツの近代化を促進しようとする意図すら読み取れる。

しかしながら、関心の焦点を主としてドイツの内政改革それ自体に定め、そのためのモデルをイギリスに求めているゲルヴィーヌスらの世代の自由主義者とは異なり、第二帝制の成立から第一次世界大戦にかけて知的活動を営んだヴェーバーやトレルチは、ドイツの政治的近代化という前世代の問題関心を継承しつつも、その関心に対して従来とは異なる視角から取り組んだ。言うまでもなく、世界政治と経済におけるドイツ国民国家の権力的地位という問題視角である。内政改革に対する関心も、イギリスをモデルとして論ずるその仕方、政治と経済をめぐる帝国主義列強間の競争のなかでドイツがいかにしてその地位を確保するかという、外政優位の観点によって規定されているのであ

る。

この観点からイギリスの優位性をビュリタニズムに結びつけて論じた作品としては、ヴェーバーが「倫理」論文を発表した翌年(一九〇六年)に公刊された、シュルツェ「ゲヴァーニッツの『二十世紀初頭におけるブリテン帝国主義とイギリスの自由貿易(Britischer Imperialismus und englischer Freihandel zu Beginn des zwanzigsten Jahrhunderts)』が挙げられよう。この著作の「緒言(Einleitung)」は、ヴェーバーの「倫理」論文を通読したうえで執筆されており、ヴェーバーが特徴づけたようなビュリタニズムの倫理をかなり単純化して援用しながら、イギリスの対外政策の歴史を説明しようとしたものである。シュルツェ「ゲヴァーニッツ」によれば、防衛的で待機的であったエリザベス一世時代のイギリスの対外政策は、クロムウェルの登場によって約変する。ビュリタニズムが説いたような「選ばれた民族」の原理、神の栄光を高めるために現世を改造するべく労働に励めという「行為の原理」、そして禁欲から生じる「自己規律」の精神が、クロムウェルの対外膨張政策を規定していた。そしてこれらの原理や精神は、二十世紀の初頭においてもいまだ「民族の魂」のなかに生き残っており、たとえばセシル・ローズのような人物において堰を切ったようにあふれ出すのである(Schulze-Gaevernitz, 1906, SS.49-60)。

シュルツェ^{II}・ゲヴァーニッツ自身は、シュモラーのように反英的な世論をかもし出すという意図をもってこの著作を著したのではなからう。彼は同書のなかで、「世界のイギリス化は人類の文化の促進を意味する」という「選ばれた民族」の原理は「コスモポリタニズム」であり、この原理を「第一級の国家的な権力手段である」とみなすのは「皮相である」と述べ(edd.550)、暗に当時の反英的な風潮に釘をさしている。彼の「ピューリタンのイギリス帝國主義」に関する描写は、むしろ共感と憧憬に満ちており、あたかも「ドイツ人もまたイギリス人ほどの気概をもて」と叱咤激励しているかのごとくである。

フライブルク大学でもハイデルベルク大学でも同僚であったこの親しい友人の著作に対するヴェーバーの評価は、かなり否定的なものであった。一九〇七年一月三〇日付のアルフレート・ヴェーバー宛書簡のなかで、マックスはこう述べている。「シュルツェ^{II}・ゲヴァーニッツの『帝國主義』に関して言えば、私もまた主張している見解をこのように誇張することは、実際には私が主張するような見解それ自身を必然的に傷つけるにちがいないというかぎりでは、私は当然にも君の見解に賛成する。たとえこの本が、きわめて見事なものであるとしても」(MWG II/15, S.236)。おそらくヴェーバーは、ピューリタニズムの倫理を今世紀初頭の現象の説明にまでかなり無媒介に援用するシュルツ

ェ^{II}・ゲヴァーニッツの議論の粗雑さを「誇張」と呼んだのであろう。しかし同時にわれわれは、ヴェーバーがこの書物を「見事な(glänzend)」とか「好著(die schöne Schrift)」(GAzRS I, S.81)とこうぶつに評していることにも注目する必要がある。ヴェーバーは、当時流行のイギリス論とは異なる指向をシュルツェ^{II}・ゲヴァーニッツの著作のうちに読み取り、そのような指向自身は、これを肯定的に評価していたのではないだろうか。つまり、自由な政治制度を有し、活発な(植民地政策を含む)経済活動を営み、階級対立が平和的交渉の枠内にとどめられているイギリスには、ドイツがその近代化において依然として学ぶべき多くの点があることを、世論に訴えるという指向である。

このように見てくるならば、ヴェーバーが「倫理」論文をはじめとするピューリタニズム研究において、英米人の政治的エートスをいささか誇張に思われるほど理想視したこと、政治的・イデオロギー的な文脈が、ある程度浮かび上がってくるであろう。冒頭で述べたように、ヴェーバーがピューリタニズム研究に着手した「個人的な」きっかけは、イエリネクが『人権宣言論』で提起した、近代的人権理念の淵源をピューリタニズムの「良心の自由」に求める見解に触れたことであつた。ヴェーバーの研究の主要な関心は資本主義精神の由来の解明に向けられたとはいえ、英米人の政治的態度と制度の背景をなすピューリタニズムの

解明は、ヴェーバーにとつてすぐれて「政治的な」課題でもあったと思われる。すなわち、「官僚支配に順応することに慣れてしまった」ドイツ人の「政治的成熟」を促すべく、当時流行のイギリス論に抗して、「イギリス国民の政治教育水準の高さ」とその淵源を提示する必要があったのである(MWG I/15, SS 489, 593)。その際ヴェーバーの究極的な関心は、シュルツェ＝ゲヴァーニッツと同様に、国際政治と経済におけるドイツ国民国家の「権力的利害」に置かれていたがゆえに、彼が国民の「政治的成熟」を要求したのも、「世界の発展の幅」を左右しうるような「支配民族 (Herrenvolk)」へとドイツ人が自己練磨することを目指す、彼のナショナリズムに由来するものであった。議會をはじめとするイギリスの政治制度もまた、それが「イギリス世界権力の決定的な担い手」であったかぎり、将来のドイツのための模範として賞揚されたのであった(ebd., SS 490, 593ff.)。

しかしながら、そうしたナショナリズムに裏打ちされていたとはいえ、ヴェーバーの冷静な「ピューリタンのイギリス」論は、第一次世界大戦を前にした当時の論壇においては圧倒的な少数派であった。むしろ少数派であったがゆえに、トレルチの『社会教説』がすでに公刊されているにもかかわらず、初版の「倫理」論文を改訂して『宗教社会学論集』に収める際にも(一九二〇年)、英米国民のピュ

ーリタンの「個人主義」を賞賛した箇所の多くを敢えて削除しなかったのであろう。「倫理」論文をはじめとするヴェーバーのピューリタニズム論は、艦隊政策上の考慮と粗野なナショナリズムに発する流行のイギリス史観に抗して、英米のリベラルな政治的伝統に対するドイツ国民の注目と敬意を呼び覚まそうとする、政治的啓蒙の試みとしても読むことができるのである。

【注】

- (1) のちに『宗教社会学論集』に収めるべく大幅な改定を施したうえで一九二〇年に公刊された「倫理」論文では、ここで引用した一九〇五年の版において「社会経済的倫理」と記されていた箇所が、「社会・政治的倫理」という語に置き換えられている。おそらくこれは、本文中で後述するように、トレルチがその『社会教説』において、ヴェーバーの「倫理」論文を主として「経済的領域」における研究であると規定し、自らの作品を「政治的・社会的」領域における仕事であると特徴づけたことに影響されたのであろう。トレルチの『教説』に対する「倫理」論文の独自性が、経済倫理の研究にあったとすれば、それを踏まえたヴェーバーの将来の研究課題もまた、「社会経済的倫理」ではなくて、「社会・政治的倫理」の探究に置かれなければならないのであったのである。

- (2) トレルチは『社会教説』のなかで、ヴェーバーが「倫理」論文の末尾で開陳した研究計画が、「いまだなお実行不可能である」と述べている。なぜならトレルチによれば、ヴェー

バーの計画を実行に移そうと思えば、人文主義やそれを担った階層の歴史、社会的連関からみた近代の哲学史、技術史といった領域での専門的な作品が必要とされるであろうが、そのような作品はまだ現れていないから、というわけである (Troeltsch, 1919, S.962ff.)。

- (3) ルタートゥムと特殊ドイツの法治国家理念との関係については、別稿で論ずることを予定している。

- (4) たとえば、ホイッグ史観を代表する歴史家の G・M・トレヴェリアンは、よく引用される一節のなかで、こう述べている。「初期ハノーヴァー朝時代に特有の成果は、法の支配の樹立であった。そしてこの場合法とは、そのあらゆる重大な欠陥にもかかわらず、少なくとも自由の法であった」 (Trevelyan, 1944, p.351)。

- (5) 『経済と社会』においてヴェーバーが「法治国家」に言及している箇所は、——経済に対する干渉を避ける「自由放任国家」のことを「純粹法治国家」と呼んでいる箇所を別にすれば——たとえば「オリエンツのスルタン制」のことを「われわれの西洋の『法治国家』の基準に照らすなら、近代的国家形態とは最も遠いところの、家産制支配の厳密に家父長制的な変種」と述べているように (WdG:S.640)、「法治国家」を近代西洋に共通するような、非人格的で合理的な法律によって計算可能な行政が保証されている国家形態として描いている。

- (6) 特殊ドイツ的な「法治国家」理念については、拙稿 (中村, 1992) を参照されたい。

- (7) ヴェーバーとトレルチは、カルヴィニズムの「予定説」が

信徒たちにおよぼした心理的效果について対照的な把握をしていたという点を、柳父が指摘している (柳父, 1936, p.92)。すなわちヴェーバーにおいては「予定説」は、信徒らの内面に深い「孤独感」と「不安感」を生み出し、その不安感が救いの確証を得るための労働へと信徒らを駆りたてたとされているのに対し、トレルチにおいては「予定説」は、「自分の救いは『客観的』に保証された、との『安心』を生み、『その余裕から神の国に属すべき者にふさわしい』『行為』へのパトスが生まれた」とされるのである。

- (8) ルタートゥムが儒教倫理と共有していた人格主義的な傾向について、ヴェーバーはこう述べている。「中世のおびルター的な伝統主義的職業倫理は、……次第に衰えていく一つの普遍的前提に立っていた。それはこの両者が儒教の倫理と共有しているものであるが、経済的ならびに政治的権力関係の純人格主義的性格 (Der reine personalistische Charakter) という前提である。そしてこうした前提のもとで、裁判やことに行政は——意思と恩寵、怒りと愛、だがとりわけ家族関係にも類する支配者と被支配者との恭順の念に支えられて——人格的な帰属関係が作動するための一つの世界となる」 (WdG:S.361)。

- (9) 合理主義的自然法の淵源の一つを、ヴェーバーもトレルチも禁欲的プロテスタンティズムに求めている。たとえばヴェーバーは、「近世における合理主義的な自然法的諸公理」の源泉の一つとして「合理主義的な諸セクテに見いだされる宗教的な諸基礎」を挙げており (WdG:S.497)、またトレルチによれば「自由主義の近代における古典的・合理主義的な自

然法」は、それ自身としては、人文主義的な法学者や「心理学的・経験的な演繹を行う近代の哲学者」の作品ではあったが、それは同時に、自由教会原理を受け入れ、民主的・自由主義的になった「新カルヴィニズム」から影響を受けたものでもあった (Troeltsch, 1919, S. 762ff.)。

- (10) ヴェーバーは一九〇八年八月一日付のロベルト・ミヘルス宛の書簡のなかで、前世代の「市民的」自由主義者について、明らかに共感をこめながらこう述べている。「少なくとも私は彼らを敢えて見下すようなまねはしません。……彼らが見据えていたものは、自分自身の立場の弱さであり、そもそも当時のドイツにおける議会主義の弱さであり、この議会主義を救い出すという彼らの希望は、偉大なシーザーの時代まで通り過ぎていってしまうわけです。彼らが立法において果たした業績を、あなたはご存じでないのですか。それとも、そんなものは単なる技術であるか、あるいはは自明な『階級』的業績にすぎないとしてもおっしゃるのですか」 (MWGA II/5, S. 641)。

- (11) マックス・ヴェーバーの母とゲルウィヌスとの交際関係については、マリアンネ・ヴェーバー、1963, p. 17ff. を参照されたい。

- (12) なるほどヴェーバーは第一次大戦以前には、ティルピッツの艦隊政策を支持する立場をきっぱりと表明していた (GpS, SS. 30-32)。しかしながらそれは、イギリスとの対立をドイツの側から能動的に引き起こそうという意図に立つものではなかった。たとえば彼は一九一九年になると、「ティルピッツの見栄を張った政策」の過ちとして、「イギリスを

事実上封鎖するためには、イギリスと同等の力をもつ艦隊でも間に合わない」にもかかわらず、それを計算に入れずに無謀な艦隊増強を進めた点を指弾している (GpS, S. 496)。モムゼンも指摘しているように、ヴェーバーは、ドイツの海外進出にとって適切な規模の艦隊が必要であることを承認したかぎりでは、ティルピッツの艦隊政策に支持を表明していたが、この政策にともなう激しい反英的デマゴギーと非難は、ドイツ帝国の利害に沿うものではないとして、これを拒絶したのである。イギリスとの協調こそがドイツの世界政策にとって有益であるというのが、ヴェーバーの基本的な立場であった (モムゼン、1993, p. 269ff.)。

【ヴェーバーからの引用文献】

- Weber, Max. 1905: Die protestantische Ethik und der "Geist" des Kapitalismus, in *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 21, Tübingen.
- , *GaZRS I: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, Tübingen 1920.
- , *GpS: Gesammelte politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980.
- , *MWGI/15: Max Weber Gesamtausgabe I/15*, Tübingen 1984.
- , *MWGI/5: Max Weber Gesamtausgabe II/5*, Tübingen 1990.
- , *WL: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 4. Aufl., Tübingen 1973.

——, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Tübingen 1972.

【その他の引用文献】

Gervinus, Georg Gottfried, 1967; *Einleitung in die Geschichte des neunzehnten Jahrhunderts*, Frankfurt am Main.

McClelland, Charles E., 1971; *The German Historians and England*, Cambridge

Pound, Roscoe, 1921; *The Spirit of the Common Law*, Boston.

Roth, Guenther, 1993; Weber the Would-Be Englishman, in Lehmann / Roth (eds.) *Weber's Protestant Ethic*, Cambridge.

Schulze-Gaevernitz, Gerhart von, 1906; *Britischer Imperialismus und englischer Freihandel zu Beginn des zwanzigsten Jahrhunderts*, Leipzig.

Trevelyan, George Macaulay, 1944; *English Social History*, London.

Troeltsch, Ernst, 1919; *Gesammelte Schriften von Ernst Troeltsch* 1. Bd., Tübingen.

マリアンネ・ウェーバー, 1963; 大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』みすず書房。

大木英夫, 1968; 『ビュリリタン』中央公論社。

越智武臣, 1966; 『近代英国の起源』ミネルヴァ書房。

A・V・ダイシー, 1983; 伊藤正己・田島裕訳『憲法序説』学陽書房。

田中和夫, 1981; 『英米法概説』有斐閣。

中村健吉, 1992; 「形式的法治国家と合法的支配」(神戸大学社会学研究会編『社会学雑誌』第九号所収)。

F・A・ハイエク, 1987; 気賀健三・古賀勝次郎訳『ハイエク全集 6』春秋社。

W・J・モムゼン, 1993; 安世舟ほか訳『マックス・ウェーバーとドイツ政治1890-1920』未来社。

柳父國近, 1983; 『ウェーバーとトレルチ』みすず書房。

——, 1992; 『エートスとクラトス』創文社。

H・ラスキ, 1951; 石上良平訳『ヨーロッパ自由主義の発達』みすず書房。

J・ロック, 1968; 鶴飼信成訳『市民政府論』岩波書店。